

事務連絡
令和5年5月31日

日本経済団体連合会 }
日本商工会議所 } 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

日頃より厚生労働行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）が本日公布され、令和5年6月1日から施行されるため、別紙の通知を発出し、医療保険者あてに周知しています。

貴団体におかれましては、内容を御了知いただくとともに、貴団体傘下の会員のみなさまにご周知いただき、その対応に遺漏なきようお願いいたします。

保発 0531 第 1 号
令和 5 年 5 月 31 日

都道府県知事
市町村長
特別区長
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
国民健康保険中央会理事長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 81 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布され、令和 5 年 6 月 1 日から施行されることである。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、オンライン資格確認等において表示された情報について、被保険者等から保険者に照会があった場合の留意点についても下記のとおりお示しするので、その対応に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正省令の趣旨、内容及び施行期日

1 改正の趣旨

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和 5 年 2 月 17 日）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応として、

- ・ 資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化すること
- ・ 保険者は、事業主による届出から 5 日以内に被保険者等の資格情報等の登録を行うこと

とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 健保則の一部改正（第1条関係）

ア 健保則第24条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとしたこと。

イ 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出等を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとしたこと。

(2) 船保則の一部改正（第2条関係）

(1)に準じた改正を行ったこと。

(3) 国保則の一部改正（第3条関係）

(1)のイに準じた改正を行ったこと。

(4) 高確則の一部改正（第4条関係）

(1)のイに準じた改正を行ったこと。

3 施行期日

改正省令は、令和5年6月1日から施行するものとする。

第2 オンライン資格確認等において表示された情報にかかる照会への対応

オンライン資格確認等において表示された情報に疑義があるとして、被保険者等から保険者に照会（当該保険者とは別の保険者の被保険者等からの照会を含む。）があった場合には、被保険者等に対し丁寧に対応し、「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」（令和4年1月27日付け保保発0127第1号、保国発0127第1号、保高発0127第1号、保連発0127第2号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）に従い、オンライン資格確認等システムの実施機関である社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険中央会に迅速に連絡し、適切に対応されたい。

○厚生労働省令第八十一号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条及び第二百七条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十四条及び第二百五十五条、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年五月三十一日
 健康保険法施行規則の一部を改正する省令
 (健康保険法施行規則の一部改正)
 健康保険法施行規則の一部改正
 第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九條、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構)に提出することによって行うものとする。</p>	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九條、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構)に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。)に該当することの有無を付記しなければならない。</p>

一| 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)

(新設)

- 二 被保険者の生年月日
 - 三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあつては、被保険者の性別）
 - 四 被保険者資格の取得区分
 - 五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）
 - 六 資格取得年月日
 - 七 被扶養者の有無
 - 八 被保険者の報酬月額
 - 九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）
 - 十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
 - 十一 その他他保険者等が必要と認める情報
- 254 (略)
- 5 事業主は、第一項の届出に關し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。
- (被保険者による被保険者情報の登録)
- 第二十四条の四** 被保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該被保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。
- (報酬月額の届出)
- 第二十五条** (略)
- 2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (報酬月額の変更の届出)
- 第二十六条** (略)
- 2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (被保険者の個人番号変更の届出)
- 第二十七条の二** 事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。
- 一・二 (略)

- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- 254 (略)
- 5 前項の規定により光ディスクによつて届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。
- (新設)
- (新設)
- 第二十五条** (略)
- 2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (報酬月額の変更の届出)
- 第二十六条** (略)
- 2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (被保険者の個人番号変更の届出)
- 第二十七条の二** 事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。
- 一・二 (略)

三 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

四・五 (略)

2 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）を除く。）この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五号第十二号に規定する第三種被保険者をいう。）に該当することの有無を付記しなければならない。

(被保険者の住所変更の届出)

第二十八条之二 (略)

第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

第二十四条第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

(保険者による被扶養者情報の登録)

第三十九条

第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中「機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該被保険者が第四十二条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出」と、「又は申出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 (略)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について、法百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4 (略)

三 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

四・五 (略)

(被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）を除く。）この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

(被保険者の住所変更の届出)

第二十八条之二 (略)

第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

第二十四条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

第三十九条 削除

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 (略)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について、法百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4 (略)

第二條 船員保險法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(被保険者の資格取得の届出)

第六條 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)、生年月日及び住所
- 四〇六 (略)
- 二〇四 (略)

5 船舶所有者は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

(協会による被保険者情報の登録)

第六條の三 協会は、法第五十三條の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出又は届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

(協会による被扶養者情報の登録)

第二十七條の三 第六條の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第六條の三中「機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出」とあるのは「厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出」と、又は届出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

(出産育児一時金の支給の申請)

第七十三條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について出産育児一時金(法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

3・4 (略)

(被保険者の資格取得の届出)

第六條 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 四〇六 (略)
- 二〇四 (略)

(新設)

(新設)

第六條の三 協会は、法第五十三條の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出又は届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

(新設)

第二十七條の三 第六條の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第六條の三中「機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出」とあるのは「厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出」と、又は届出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

(出産育児一時金の支給の申請)

第七十三條 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について出産育児一時金(法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

3・4 (略)

